

**対抗要件を具備しない留保所有者による自動車引上げ充當行為に対する否認の可否
(積極)**

【文献種別】 判決／仙台高等裁判所
【裁判年月日】 平成30年8月29日
【事件番号】 平成30年(ネ)第121号
【事件名】 否認決定に対する異議請求事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 破産法162条
【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25562494

事実の概要

Aは、平成27年10月3日、B社から自動車(以下「本件自動車」)を購入し、同月11日、X社との間で、AとC社との間の立替払契約(以下「本件立替払契約」)によりAがC社に対して負担する債務についてX社に保証を委託する旨の契約(以下「本件保証委託契約」)を締結した。

本件立替払契約では、①本件自動車の代金をC社が立替払いし、②Aは、C社に対して本件自動車の代金に手数料を加えた分割支払金を毎月分割払いすること、③Aが支払停止に至ったときは当然に期限の利益を失い、Aは、C社に対して、分割支払金合計の残金全額及び遅延損害金(以下「分割残金等」)を直ちに支払うこと及び④C社は、X社に対し、分割支払金の集金・受領業務・支払催告及び留保所有者の行使に関する業務の一切を委託することが定められていた。

また、本件保証委託契約では、①Aが期限の利益を喪失した場合は、分割残金等について、X社は、Aに何ら通知をすることなく、C社に対し保証債務を履行すること、②X社がC社に対し①の弁済をしたときは、Aは、X社に対し、直ちに当該弁済金額及び当該弁済に要した費用相当額を支払うことが定められていた。

さらに、本件立替払契約及び本件保証委託契約では、共通条項として、①本件自動車の所有権は、C社がB社に立替払いしたことによりB社からC

社に移転するとともに、保証受託者であるX社の求償権の担保として、X社が保証債務の全額をC社に履行したときにC社からX社に移転し、本件保証委託契約に基づく債務が完済されるまでX社に留保されること、②X社が分割残金等について保証債務の全部を履行したときは、X社は、留保した所有権に基づき本件自動車を引き取り、これを処分し、AのX社に対する債務に充當することができることが定められていた。

C社は、同月22日、本件立替払契約に基づいて、B社に対し、本件自動車の代金をAに代わって立替払いし、これにより、本件自動車の所有権はB社からC社に移転した。なお、自動車登録ファイル上の本件自動車の所有者はB社の名義から変更されなかった。

その後、Aが本件立替払契約に基づく分割支払金について平成29年9月26日以降の支払いを停止し、X社は、Aが支払不能状態にあることを把握したため、同年11月25日、Aの承諾を得て、本件自動車を引き上げた。

X社は、本件保証委託契約に基づき、C社に対し、同年12月26日までにAに代わって分割残金等を代位弁済し、保証債務を全部履行したため、本件自動車の所有権はC社からX社に移転した。

X社は、本件自動車を売却処分し、平成29年1月30日、処分価格から関係費用を控除した金額(以下「処分金額」)を本件保証委託契約に基づくX社のAに対する求償債権に充當した(以

下、上記本件自動車の引上げと併せて「引上げ充当行為」。

Aは、同年6月6日、破産手続開始決定を受け、Yが破産管財人に選任された。

Yは、X社を相手方として、処分金額及びこれに対する平成28年11月26日（上記引上げが行われた日の翌日）から年6分の割合による金員の支払いを求める否認請求をした。破産裁判所はこれを認容する決定をし、X社が同決定を不服として否認決定に対する異議請求訴訟を提起したが、原審（仙台地判平30・3・30公刊物未掲載、LEX/DB25562493）が同決定を認可したため、X社が控訴した。

判決の要旨

控訴棄却。（〔 〕部分は筆者による補足）

「控訴人〔X社〕は、当審において、平成22年最判〔最二小判平22・6・4民集64巻4号1107頁〕及び昭和46年最判〔最一小判平29・12・7民集71巻10号1925頁〕はいずれも本件に射程が及ばない旨、破産者の一般債権者に棚ぼた的な利益を享受させ結果として破産債権者間の不平等を招来するような判断をすべきではない旨主張する。

この点、平成22年最判は、控訴人の主張するとおり、倒産手続における別除権行使の可否が問題となった事案についての判断であるから、破産手続開始前の行為が問題となっている本件に直接射程が及ぶものではない。しかしながら、本件のような未登録の所有権留保は、これをもって破産手続において別除権として行使することができないこと（平成22年最判参照）は、破産手続の構造に民法の定める物権法秩序を当てはめた当然の帰結であるから、たとえその結果、本件自動車が、本来はその交換価値からの回収を期待できる地位になかった一般債権者の引当財産となることとされても、それはそのような当然の帰結の反射的な効果にすぎず、控訴人が主張する実質論を持ち出すべき場面ではない。

そして、このように、破産手続開始後には一般債権者の引当財産とされるべき本件自動車について、偏頗弁済が制限される時期になされた本件引上げ充当行為は、たとえそれが破産手続開始前に

されたものであっても、破産法162条1項1号イの要件に該当する以上、同規定の適用により当然に破産管財人による否認の対象となるのであるから（昭和46年最判はあくまでも未登記の抵当不動産に関する事例判決であるから、本件に直接射程が及ぶものではないが、同様の理に基づく判断であるため、参照判例として摘示しているにすぎない。）、やはり控訴人が主張する実質論を持ち出す余地はないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は、いずれも失当あるいは理由がない。」

判例の解説

一 問題の所在

自動車売買時に、買主、販売会社及び信販会社の間でオートローン契約が締結され、売買目的物たる自動車に販売会社又は信販会社のために留保所有権が設定されることは珍しくない。買主が代金の分割払いを遅滞して支払停止に至った場合、買主に代わって販売会社に対して売買代金等を弁済した信販会社は、留保所有権に基づき、自動車を買主から引き上げ、これを第三者に売却等して処分し自己の債権に充当することによって、自己の買主に対する求償債権を回収することになる。

ところで、普通自動車の対抗要件は「登録」であるが（道路運送車両法5条1項）、名義変更手数料のコストの関係等から、信販会社が販売会社に対して代位弁済を行っても、登録名義は販売会社のままとされている場合が多い。

そこで、①買主が破産手続開始決定を受けた時点において買主のもとに自動車が存在する場合、登録名義を有しない信販会社は、別除権（破産法65条。以下、破産法は単に「破」）として留保所有権を実行することができるか（法定代位により、原債権者である販売会社の対抗要件具備をもって留保所有権を主張（対抗）できるか）及び②買主が破産手続開始決定を受ける前に登録名義を有しない信販会社により引上げ充当行為が行われた場合、破産管財人は、同行為を否認（偏頗行為否認。破162条1項）することができるか（否認の一般的要件である有害性を肯定することができるか）が、それぞれ破産管財人の第三者性との関係で問題とな

る。

前者については、平成 22 年最判及び最一小判 平 29・12・7 (民集 71 卷 10 号 1925 頁) において一定の方向性が示されているが、本件で論点とされた後者については、最高裁判決が未だ存在せず、見解が分かれている状況にある¹⁾。そこで、以下では、否認肯定説と否認否定説の内容を概覧した上で、本判例の位置付け及び残された課題について述べることにする。

二 否認肯定説

否認肯定説は、「特定財産の上の担保権は、破産手続によらないでその権利を実行し、満足を受けることが保障される (破 2 IX・65 I)」。このことを前提とすれば、破産手続開始前に破産者が担保目的物を担保権者に代物弁済したときでも、被担保債権の弁済期が到来し、かつ、被担保債権額と目的物との価値との均衡がとれている限り、破産者の行為は破産債権者にとって有害とはいえない。なぜならば、目的物の価値は、被担保債権の限度で担保権者によって物的に把握されており、一般債権の引当てとして期待できないからである」という通説的理解²⁾を前提に、「破産手続開始後に別除権を行使できないならば、引上げ充当行為は有害である (破 162 条 1 項の要件を充たせば、否認できる)」という結論を導く見解である。この考え方によれば、「否認権行使の可否」は、「別除権行使の可否」に完全に依存することになる。

また、否認肯定説の中には昭和 46 年最判の存在を指摘するものもあった³⁾。同最判は、債務者が抵当権者に対して抵当不動産を任意売却し、売買代金と抵当権者の被担保債権の一部を相殺したが、抵当権設定につき登記がなされていなかった事案について、上記売買が否認権行使の対象となる旨判示したものであるところ、この判例から、「対抗要件を具備しない担保権者による破産手続開始前の担保目的物の処分及び被担保債権への充当は、否認対象になる」との準則を導き、オートローンの場面でも同様とするのである。

三 否認否定説

否認否定説は、引上げ充当行為に有害性が認められないこと (したがって、否認できないこと) に

ついて、以下のとおり説明する。すなわち、「破産管財人の有する『第三者性』のうち、『処分禁止効』を危機時期 (破産手続開始決定前) まで及ぼすのが偏頗行為否認である。そして、行為時において適法な担保実行行為であった引上げ充当行為について、遡って対抗要件具備を求めるには、『処分禁止効』だけではなく『対抗要件の欠缺を主張する正当の利益』を遡及させ無担保の債権者に対する偏頗行為として再評価する必要がある。しかし『第三者性』のうち『対抗要件の欠缺を主張する正当の利益』を危機時期まで遡及させることができるのは対抗要件否認 (破 164 条) のみと解するべきである。そのため、現行法上、対抗要件具備行為ではない引上げ充当行為につき 164 条を適用して『対抗要件の欠缺を主張する正当の利益』を行為時まで遡及させて、信販会社に対抗要件具備を求めることができないし、同条の趣旨 (秘密担保による弊害の防止) がこの場面に及ぶこともないから、結局危機時期において対抗要件具備を求める理論的根拠はなく、有害性はない⁴⁾。

つまり、この考え方は、破 162 条と破 164 条の機能を峻別し、前者によっては対抗要件を具備していない点をもって有害性ありと判断することはできず、仮にそのような判断をするのであれば後者によるべきであるが、引上げ充当行為は破 164 条の形式的要件を充たさず、かつ、同条の趣旨が及ぶこともないことから、同行為の有害性を否定するものである⁵⁾。

四 本判例の位置付け

本判例は、「本件のような未登録の所有権留保は、これをもって破産手続において別除権として行使することができない」ことを前提に⁶⁾、「破産手続開始後には一般債権者の引当財産とされるべき本件自動車について、偏頗弁済が制限される時期になされた本件引上げ充当行為は、たとえそれが破産手続開始前にされたものであっても、破産法 162 条 1 項 1 号イの要件に該当する以上、同規定の適用により当然に破産管財人による否認の対象となる」という結論を導いていることから、基本的には上記のような否認肯定説の考え方に沿ったものであると理解できる (なお、原審も同様の判断枠組みで否認権の行使を認めていた)。

ただし、本判決は、昭和46年最判は事例判決であり、本件のような場合に直接的に射程が及ばないことを明言している。同最判とオートローンの場面では状況が全く異なることからすれば⁷⁾、この判断は妥当と思われる。

なお、本件では、否認権行使を認めることが、いわば一般債権者に棚ぼた的な利益を享受させることになり不当ではないかが問題とされた。この点は平成22年最判に対する批判としても主張されていたところであるが⁸⁾、本判決は、そのような実質論の考慮を否定した。所有権留保は破産手続において取戻権ではなく別除権として扱われることから、本件ではその行使が認められない以上、「反射的な効果」として担保目的物の所有権が完全に買主に帰属する（その結果、一般債権者の引当財産となる）という判断を前提としているものと考えられる⁹⁾。

五 残された課題

上述のとおり、本判例は否認肯定説に立つものであると理解できる。しかし、そもそも「破産手続開始後に別除権が行使できるのであれば、有害性は否定される」という通説的理解が正しいとしても、「破産手続開始後に別除権が行使できないのであれば、有害性は肯定される」という考え方が正しいとは限らない。両者は理論的には「裏」の関係にあり、それらの真偽が一致するとは限らないからである。

したがって、本来、「別除権行使の可否（破産手続開始決定後に一般債権者の引当財産となるか）」と「否認権行使の可否（破産手続開始決定前に一般債権者の引当財産となるか＝有害性があるか）」は別個に考察されるべきであり、否認肯定説の論拠には根本的な問題があると指摘することができる。本判決はこの点を克服し得る理論を示すものではなく、依然として課題が残されている。

●—注

- 1) 議論状況については、阿部弘樹ほか「登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討」債管155号(2017年)64頁以下(以下「阿部ほか①」)、同「オートローン『新約款』と別除権——最一小判平29.12.7の実務への影響」同161号(2018年)141頁以下(以下「阿部ほか②」)及

びこれらに引用されている諸文献・諸裁判例を参照されたい。なお、実務の大勢は否認肯定説を採っているようである。

- 2) 伊藤真『破産法・民事再生法(第4版)』(有斐閣、2018年)547～548頁。
- 3) 野上誠一「所有者の登録名義を有していない自動車の留保所有権者が自動車を引き上げて債権の満足を受けた場合の否認可能性」判タ1424号(2016年)19頁。
- 4) 阿部ほか②・前掲注1)151頁。詳細は、中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為否認」債管155号(2017年)83頁、同「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為否認」徳田和幸先生古稀祝賀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(弘文堂、2017年)791頁。
- 5) 否認否定説によれば、否認肯定説と異なり、「破産手続開始後の別除権行使は認められないとしても、同手続開始前の担保権実行は認められる」、すなわち、破産手続開始の前後で担保権の扱いを真逆とする余地を認めることとなる。この点については、破産手続開始の前後という事情のみをもって担保権の扱いを変える実質的合理性はあるのかという問題を指摘することが可能であり、おそらくはこの点に対する価値判断が否認否定説に対する評価の分かれ目となる。
- 6) 原審は、X社が行使する留保所有権の被担保債権が本件自動車の売買代金に分割手数料を加えた債権ないしこれを代位弁済することによって発生する求償債権であることから、販売会社を所有者とする登録がされていても、その留保所有権を破産管財人に対抗することはできず、X社又はC社の留保所有権はいずれも破産手続上で別除権として行使し得ないものであると判断していた。
- 7) 阿部ほか①・前掲注1)81～82頁、阿部ほか②・前掲注1)153～152頁。
- 8) 佐藤鉄男「判批」民商143巻4＝5号(2011年)498頁、田高寛貴「判批」金法1950号(2012年)56頁、遠藤元一「所有権留保に関する最新論点」『倒産と担保・保証』実務研究会『倒産と担保・保証』(商事法務、2014年)587頁。
- 9) 福田修久「所有権留保に基づく自動車引上げがされた場合の否認等について〈破産手続・民事再手続における否認権等の法律問題(I)〉」曹時64巻6号(2012年)1292頁。なお、伊藤真「最一小判平22.6.4のNachleuchten(残照)——留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位」金法2063号(2017年)37頁は、「担保目的物たる財産権は担保権設定者に帰属し、設定者に破産手続が開始したときは、当該財産権は、破産財団を構成する」という「担保目的財産の破産財団帰属性」は、倒産法上の公理ともいべき内容の一つであるとす